

広島県告示第七百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名 称	所 在 地		
幸田 光正	尾道市美ノ郷町三成二二六三番地一一	からだ元気治療院 福山南店	福山市沖野上町五丁目二九番二七号 大黒ビル三〇二号室	はり・きゅう	平成三〇年八月一日
中野 良子	廿日市市宮園上五丁目四番地二	漢和堂鍼灸院	廿日市市宮園上五丁目四番地二	はり・きゅう	平成三〇年九月一日